

# 対馬市 決算の概要をお知らせします

昨年12月の市議会定例会で平成20年度の決算が承認されました。みなさんが納めた税金や国、県からの補助金などが、どのくらい入って、どのように使われたのか一般会計を中心にお知らせします。

平成20年度の一般会計の歳入は305億1,395万円、歳出は295億7,534万円となっています。歳入・歳出差し引きは9億3,861万円です。平成21年度へ繰り越した事業の財源となる5億9,256万円を除いた3億4,605万円が実質の黒字額となります。

歳入、歳出額を前年度と比較すると、それぞれ13億5,788万円（4.3%）、10億3,866万円（3.4%）の減となりました。

## 平成20年度

### 一般会計

歳入合計 305億1,395万円

歳出合計 295億7,534万円

### 歳入

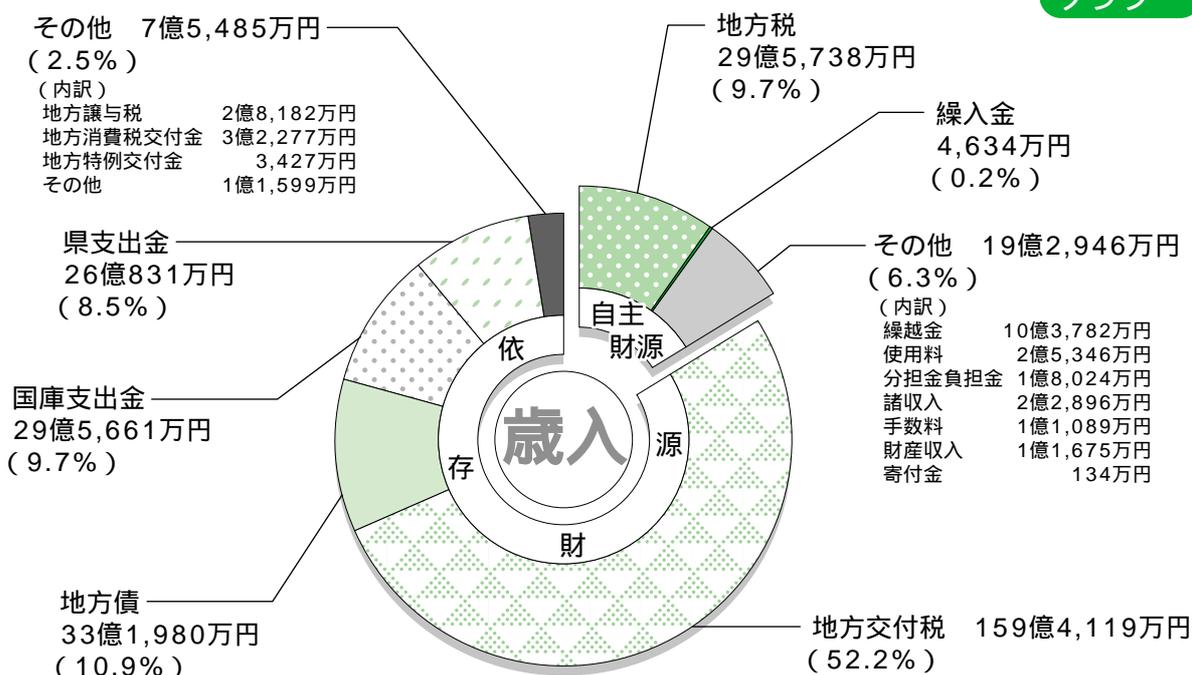
一般会計の歳入（グラフ）は、市税や使用料などのように市が自主的に収入することができる財源（自主財源）と、地方交付税や国・県支出金など国や県の意思により定められた額を交付される財源（依存財源）に分けられます。自主財源が多いほど市の自主性と安定性が確保されます。

対馬市の自主財源は49億3,318万円（16.2%）で、なかでも収入の柱であるべき市税は29億5,738万円（9.7%）

7%）にとどまっております。市民一人あたりで見ると8万円となっています。

依存財源では、地方交付税が159億4,119万円（52.2%）で最も大きなものです。次いで市債（借金）33億1,980万円（10.9%）、国庫支出金29億5,661万円（9.7%）、県支出金26億8,311万円（8.5%）の順となっています。

### グラフ



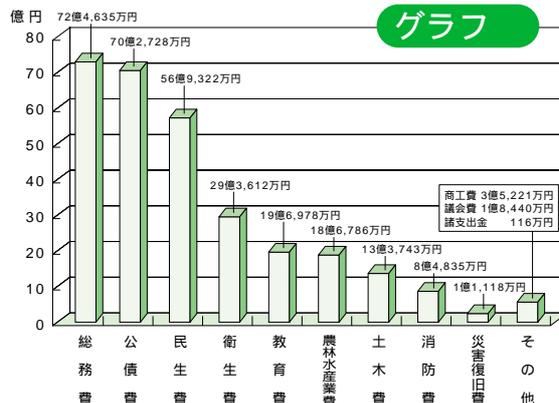
## 平成20年度 主な事業

(表)

公債費	市債元金(60億6,536万円)、市債利子(9億6,192万円)
土木費	道路補助事業(4億7,114万円)、道路起債事業(1億954万円)、まちづくり交付金事業(1億2,850万円)、住宅整備事業(3,892万円)、港湾整備事業(1,174万円)、ターミナル整備事業(1,024万円)、急傾斜地崩壊対策事業(1,000万円)
民生費	生活保護費支給事業(13億9,419万円)、児童手当支給事業(2億4,459万円)、保育所運営事業(5億9,181万円)、へき地保育所運営事業(2億4,381万円)、養護老人ホーム入所措置費(2億309万円)、自立支援給付事業(4億5,574万円)、児童扶養手当支給事業(1億8,103万円)、社会福祉協議会補助(1億1,840万円)
総務費	CATV施設整備事業(29億2,740万円)、地籍調査(2億9,431万円)、バス路線補助(1億3,138万円)、移動通信用鉄塔施設整備事業(3,475万円)、美津島支所等新築事業(2億892万円)、市営有償バス運行事業(1,043万円)、国際交流イベント事業(1,482万円)
農林水産業費	漁港整備事業(5億6,601万円)、漁港関連道整備事業(1億6,000万円)、離島漁業再生支援交付金(3億940万円)、林道整備事業(7,802万円)、対馬しいたけ復活プラン総合対策支援事業(3,509万円)、鳥獣被害防止総合対策事業(3,953万円)、経営構造改善事業(8,877万円)
衛生費	合併処理浄化槽設置事業補助(2,518万円)、北部斎場建設事業(2億3,555万円)、使用済自動車等海上輸送費補助(803万円)、漂流・漂着ごみ撤去事業(639万円)
教育費	離島留学生ホームステイ費補助(324万円)、へき地児童生徒援助事業(1,080万円)、厳原中学校グランド整備事業(800万円)、幼稚園事業(1億3,514万円)、対馬藩主宗家墓所保存整備事業(3,728万円)
消防費	消防ポンプ自動車購入事業(1,034万円)、小型動力ポンプ付積載車購入事業(528万円)、小型動力ポンプ購入事業(933万円)
災害復旧費	道路災害(4,566万円)、河川災害(1,064万円)、林業施設災害(5,203万円)、農地農業用施設災害(285万円)
商工費	観光ガイド養成事業(100万円)、対馬の資源PR事業(200万円)、観光施設整備事業(102万円)、浅茅湾エコツーリズム推進事業(100万円)
諸支出金	旅客定期航路事業特別会計繰出金(116万円)

## 歳出(目的別)

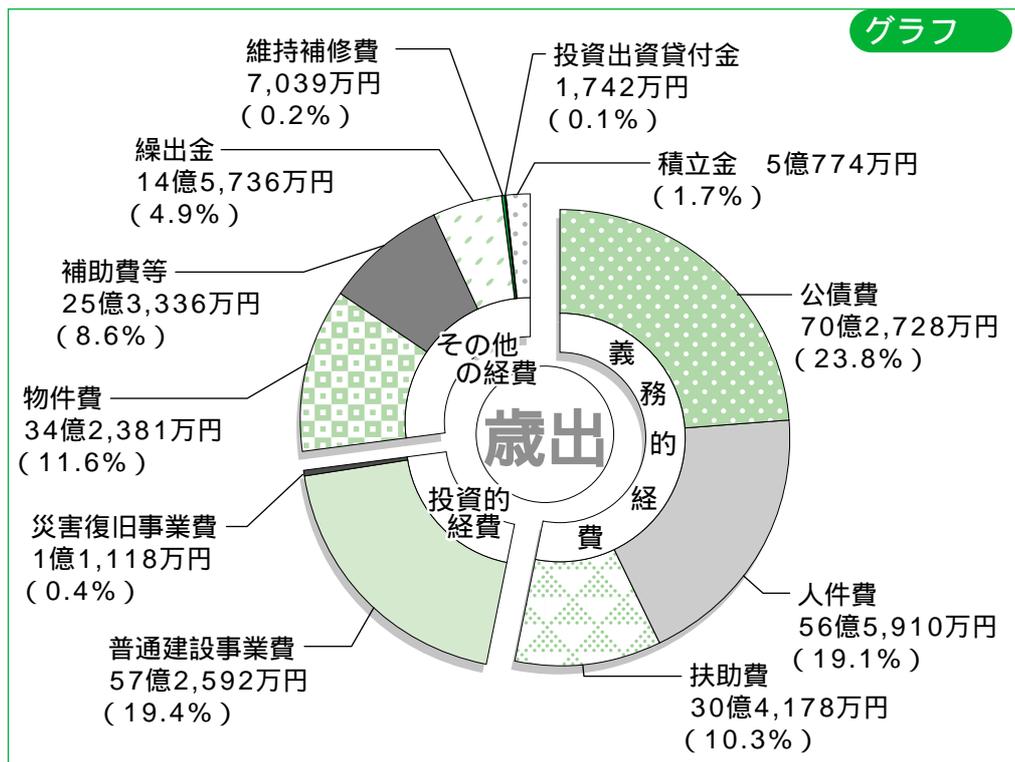
使われたお金を目的別(グラフ)に分類すると、総務費がトップで72億4,635万円(24.5%)、次いで公債費70億2,728万円(23.8%)、民生費56億9,322万円(19.2%)、衛生費29億3,612万円(9.9%)の順となっています。目的別の主な事業は表のとおりです。



## 歳出(性質別)

次に使われたお金を性質別(グラフ)に分類して見えます。歳出の中には、法律などで決まっています、市の判断で自由に増やしたり減らしたりできないお金(義務的経費)があります。生活保護費などの福祉関係経費や、職員の給料、借金返済のための公債費などがこれに当たります。対馬市ではこの義務的経費が157億2,816万円で全体

## グラフ



の53.2%を占めています。この比率が大きいほど財政健全化を図る場合の大きな障害となります。建設工事など将来に残るものに支出される投資的経費は58億3,710万円で全体の19.4%

・7%を占めています。光熱水費、旅費、通信運搬費などの物件費は34億2,381万円(11.6%)、各種団体への補助金などの補助費等は25億3,336万円(8.6%)となっています。

## 基金

基金(表)とは貯金のことで、市には、財政事情の変動や災害などにより財源不足が生じたときに不足額をおぎなうための財政調整基金、市債(借入金)の償還の財源に充てるための減債基金、公共施設整備の財源に充てるため

の振興基金、その他、特定の目的のために使う各種基金があります。  
基金全体での20年度末残高は、前年度末より約7億円増えて、52億6102万円となっています。

## 市債

公共施設や道路を整備するための借入金を市債(表)といえます。20年度は33億1980万円を借り入れましたが、そのうち合併後10年間借り入れることができる合併特例債は20億5050万円でした。合併特例債を活用した事業は(表)のとおりです。  
市債の20年度末残高は、前年度末より約27億円減少し約575億円となっています。

## 特別会計・企業会計の決算

特別会計・企業会計とは、特定の事業を行う場合、その事業だけに特定の収入を充てるため一般会計と区別している会計です。特別会計・企業会計の決算の状況は(表)のとおりです。

名称	平成19年度末現在高	平成20年度末現在高	増減額
財政調整基金	6億6,210万円	8億8,580万円	2億2,370万円
減債基金	9億3,280万円	11億9,390万円	2億6,110万円
振興基金	4億5,840万円	6億6,150万円	2億310万円
まちづくり基金	10億円	10億円	0
高齢者福祉基金	5,230万円	5,230万円	0
土地開発基金	8億1,430万円	8億1,559万円	129万円
その他の基金	6億1,653万円	6億5,193万円	3,540万円
合計	45億3,643万円	52億6,102万円	7億2,459万円
1人あたりの基金(積立金)の残高	12万円	14万円	2万円

名称	平成19年度末残高	平成20年度末残高	増減額
市債年度末現在高(一般会計)	602億6,215万円	575億1,659万円	27億4,556万円
1人あたりの市債(借金)の残高	162万円	155万円	7万円

事業名	合併特例債額
CATV施設整備事業	15億5,660万円
斎場建設事業	1億7,950万円
漁港等整備事業	1億3,710万円
まちづくり交付金事業	8,170万円
対馬藩宗家墓所保存整備事業	1,190万円
中村地区街なみ整備事業	410万円
県営漁港等事業負担金	1,200万円
県営都市計画街路負担金	1,420万円
県営中山間地域整備負担金	700万円
県営急傾斜地負担金	870万円
県営道路整備負担金	2,400万円
県営港湾負担金	1,370万円
合計	20億5,050万円

会計名	歳入	歳出	歳入歳出差し引き
診療所特別会計	3億5,972万円	3億5,773万円	199万円
国民健康保険特別会計	55億6,948万円	53億4,868万円	2億2,080万円
介護保険地域支援特別会計	1億1,763万円	1億938万円	825万円
老人保健特別会計	3億5,473万円	3億5,410万円	63万円
介護保険特別会計	29億9,204万円	29億3,131万円	6,073万円
特別養護老人ホーム特別会計	4億7,600万円	4億6,365万円	1,235万円
簡易水道事業特別会計	12億673万円	11億8,176万円	2,497万円
集落排水処理施設特別会計	2,393万円	2,294万円	99万円
旅客定期航路事業特別会計	3,470万円	3,429万円	41万円
風力発電事業特別会計	4,422万円	4,404万円	18万円
後期高齢者医療特別会計	2億9,561万円	2億9,099万円	462万円
合計	114億7,479万円	111億3,887万円	3億3,592万円

区分	金額
収益的収入	2億4,525万円
収益的支出	2億2,805万円
資本的収入	5,011万円
資本的支出	2億2,867万円

資本的収入に対して支出で不足する1億7,856万円は、当年度分損益勘定留保資金などから補てんしました。

## 平成22年4月から 肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます

平成22年4月1日から身体障害者福祉法に規定する身体障害の対象に「肝臓機能障害」が追加されます。

これにより一定の条件を満たす肝臓機能障害のある方が身体障害者手帳の交付対象になるとともに、肝臓移植術及び術後の抗免疫療法が自立支援医療（更生医療）の対象となります。

### 【対象者】

認定基準に該当する肝臓機能障害のある方  
肝臓移植を受け、抗免疫療法による治療を受けている方

### 【認定基準】

主として肝臓機能障害の重症度（肝性脳症や腹水の有無、血清アルブミン等の数値などで分類されるグレード）によって判定します。最も重いグレードの状態が3ヶ月以上継続している方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。

ただし、診断前の6ヶ月間にアルコールを摂取している方等は対象とはなりません。

### 【手続き】

下記の必要書類を福祉事務所、各福祉保健センター、各地域活性化センター住民生活課に提出して下さい。

申請書と診断書の様式は、提出先窓口に備えつけてあります。

#### 身体障害者手帳

申請書、診断書、写真（たて4cm×よこ3cm）

診断書は、身体障害者手帳指定医が作成したものに限りです。

#### 自立支援医療（更生医療）

申請書、診断書

肝臓機能障害での身体障害者手帳をお持ちの方、もしくは身体障害者手帳と同時に申請される方が対象になります。

診断書は、自立支援医療（更生医療）を主として担当する医師が作成したものに限りです。

申請は2月1日から受け付けています。

## 自立支援医療（精神通院医療）受診者証をお持ちの方へ

法改正に伴い、診断書の提出が2年に1回となりました。

平成22年3月31日～平成23年2月28日で有効期限が切れる受給者証をお持ちの方は次回更新の際の診断書は不要ですので、申請書のみの提出をお願いします。

（新規の方は従来通り診断書が必要です）

提出書類	申請書類		
	申請区分	申請書	診断書
新規		○	○
更新		○	不要

詳しくは福祉事務所福祉課、各福祉保健センター、各地域活性化センター住民生活課にお尋ね下さい。

【問い合わせ】 対馬市福祉事務所福祉課 0920-58-2294  
または各福祉保健センター・各地域活性化センター住民生活課まで

# 母子家庭支援制度のお知らせ

## 《資格取得の市の助成》

### 自立支援教育訓練給付金

雇用保険の加入期間が1年未満でホームヘルパーなどの教育訓練講座を受講する方に、受講費用の一部を助成します。ただし、受講前の事前申請が必要で、一定の所得制限があります。また、雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある方については支給されません。

【支援額】受講費用の20%（上限10万円、下限4千円）

### 高等技能訓練促進費

就職に有利な看護師・保育士・理学療法士などの資格取得を目指し、2年以上就学する場合に、一定期間生活費の一部を助成します。

## 《母子寡婦福祉資金貸付》・・・県による貸付

### 就職支度資金（最初の就職のみ）

就職の際に必要なとする被服、履物などや通勤用自動車の購入費など

【限度額】一括 100,000円（自動車購入は320,000円）

【償還期間】貸付終了1年後～6年以内

### 修学資金

子の修学に際しての授業料など（義務教育期間は不可）

【限度額】学校により異なる

【償還期間】貸付期間の4倍以内

### 就学支度資金

子の入学に際しての必要な物の購入費及び入寮費など

【限度額】学校により異なる

【償還期間】5年以内

### 修業資金

子の自動車運転免許等（高校3年生対象）を習得するのに必要な授業料など

【限度額】460,000円

【償還期間】6年以内



\* 上記の他にも、母子・寡婦家庭に対する支援制度・貸付があります。

この制度を利用するためには、必ず事前相談・事前申請手続きが必要になりますので、詳しくは福祉事務所福祉課にお問い合わせください。

## ご存じですか・・・「特別児童扶養手当制度」

この制度は、心身に障害のある児童の福祉の増進を目的としています。

手当を受給できるのは、心身に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方です。

（ただし、障害を事由に公的年金を受給できる児童、児童福祉施設に入所している児童は対象になりません。また、所得が一定以上ある場合は支給されません。）

\* 手当額 \*

1級：50,750円(月額)      2級：33,800円(月額)

（注意：等級は申請の際の診断書を県において判定、認定された等級です。）

手当は年3回、4月・8月・11月に支給されます。

【問い合わせ】 対馬市福祉事務所福祉課      0920-58-2294

または各福祉保健センター・各地域活性化センター住民生活課まで